

令和5年度（2023年度）第4回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2023年8月28日（月）午後1時30分開会

場 所：か での 2 ・ 7 10 階 1060 会 議 室

1. 開 会

○事務局（石井課長補佐） 定刻となりましたので、ただいまより令和5年度第4回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

皆様、本日は、お忙しいところ、ご出席していただき、ありがとうございます。

進行は、私、石井が務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、委員総数15名中、会場出席が露崎会長の1名、オンラインでの出席が現在9名で、合わせて10名の委員の方のご出席をいただいております。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、笠井委員につきましてはオンラインにて遅れてご参加の予定と伺っております。

審議会の運営につきましては、ただいまの出席者数の報告でも触れましたように、本日もオンラインを併用する対面形式での開催となっております。

続きまして、本日の資料について確認いたします。

事前にお送りしておりますが、資料は、会議次第、委員名簿のほか、資料1-1と資料1-2、資料2-1から資料2-4、資料3-1から資料3-3となっております。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議題は3件でございます。

議事（1）は、1回目の審議となります（仮称）JRE今金せたな風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。薄茶色の図書で、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社の事業です。事務局からの事業概要の説明、主な1次質問とその事業者回答の報告、その後に行う皆様の審議の時間と合わせ、25分程度を予定しております。

議事（2）は、（仮称）今金町住吉宮島風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。先ほどの議事（1）と同じく、今金の名称がついた事業ですが、こちらは、本日が2回目の審議となり、答申を予定しております。薄緑色の図書です。事務局からの主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台等の説明、その後に行う皆様の審議の時間と合わせ、30分程度を予定しております。

議事（3）は、本日が2回目の審議となります（仮称）留萌北部（沿岸）広域風力発電事業環境影響評価方法書についてです。クリーム色の図書で、株式会社ユーラスエナジーホールディングスの事業です。事務局からの意見の概要と事業者の見解、主な2次質問とその事業者回答の報告、その後に行う皆様の審議の時間と合わせ、30分程度を予定しております。

それでは、これからの議事進行は露崎会長にお願いいたします。

どうぞよろしく願いいたします。

2. 議 事

○露崎会長 よろしく申し上げます。

それでは、早速ですが、これより議事（1）に移ります。

本日が1回目の審議となります(仮称)JRE 今金せたな風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。まず、事務局からの事業概要の説明及び主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局(菅原主任) 事務局の菅原でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず、事業概要についてご説明いたしますので、肌色の(仮称)JRE 今金せたな風力発電事業に係る計画段階環境配慮書と書かれた図書をご用意ください。

表紙に書いてありますとおり、事業者は、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社でございます。

本審議会には、8月9日付で諮問をさせていただきました。縦覧期間は8月8日から9月7日まで、一般意見の募集も同じく9月7日までとされており、知事意見は、配慮書提出日の翌日から90日程度を期限として求められております。提出日の翌日から起算して90日目という、11月6日ということになります。

それでは初めに、事業の概要について説明いたします。

図書の3ページをご覧ください。

本事業は、単機出力4,300キロワット程度程度の風車を最大30基、総出力12万9,000キロワットを想定しております。

次に、事業実施想定区域についてご説明いたします。

1枚めくっていただきまして、4ページをご覧ください。

図内の中央の太い黒線で囲まれた箇所が事業実施想定区域となりまして、赤線部が既存道路の部分的な改変のみの可能性がある範囲となっております。

本事業の区域面積は約4,975ヘクタールでありまして、今金町、せたな町、八雲町の3町にまたがる位置に事業実施想定区域が位置していることとなりますが、八雲町内で改変の可能性があるのは既存道路の部分的な改変の可能性がある範囲のみとなっております。

また、いわゆる関係市町村もこれら3町となっております。

また、本区域の検討手法についてですが、1枚めくっていただきまして、7ページに記載されたフローに従って事業エリアを絞り込んだとしております。

10ページから20ページにかけては、地図を用いて絞り込みの状況の説明がされております。

次に、33ページをご覧ください。

事業実施想定区域周辺における他事業については、既に稼働中の風力発電施設が3件、手続中の風力発電事業が9件存在するとされておりまして、そのうちの(仮称)今金風力発電事業が区域と一部重複しているという状況となっております。

次に、事業実施想定区域及びその周辺の概況についてご説明いたします。

図書の64ページをご覧ください。

まず、動物に関する状況についてです。

環境省のEADASのセンシティブティマップの陸域版を見ますと、事業実施想定区域周辺には、チュウヒ、オジロワシ、クマタカ、オオワシの分布情報や海ワシ類の集団飛来地情報により、注意喚起レベルA1及びA3となっているメッシュがあるほか、1枚めくっていただきまして、67ページの図からは区域の近くに鳥類の夜間の渡りのルートが存在していることが分かります。また、2枚めくっていただきまして、70ページの図からはハチクマの春季の渡りルートと重複していること等が確認できます。

次に、88ページをご覧ください。

続いて、植物に関する状況についてです。

こちらは、事業実施想定区域及びその周辺の現存植生図となります。

次ページからはそれぞれの箇所を拡大した図となっております、この図にはそれぞれの区域に番号が振られております。この番号は、ページを進んでいただきまして、98ページにまとめられている凡例の番号と対応しております。

あわせて、99ページの植生自然度別に色分けした図をご覧くださいと分かりやすいのですが、区域内の西部に植生自然度9のトドマツーミズナラ群落、西部及び南部に同じく植生自然度9のチシマザサーブナ群集が見られます。このチシマザサーブナ群集はブナ林である可能性が高く、この地域のブナ林は、生育分布の北限近くに位置していることから、重要な植生である旨が87ページの本文に記載されております。

次に進みまして、132ページをご覧ください。

これは重要な自然環境のまとまりの場をまとめたものですが、事業実施想定区域内には、水源涵養保安林や土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、防風保安林のほか、若松トドマツ希少個体群保護林が含まれています。

次に、景観の状況についてです。

136ページをご覧ください。

こちらは、主要な眺望点の位置を示す図でございます。

1枚めくっていただきまして、138ページ及び139ページには、景観資源の位置を反映した図もございますので、併せてご確認をいただきますようお願いいたします。いずれの地点についても事業実施想定区域外となっております。

次に、141ページをご覧ください。

こちらは、人と自然との触れ合いの活動の場の状況です。先ほどの主要な眺望点と一部重複しており、4地点が選定されているという状況でございます。

次に、住宅等の状況についてです。

164ページをご覧ください。

オレンジ色の点が住宅等で、図の左上にございます緑色や黄色等の丸ポツが福祉施設等の配慮が特に必要な施設の位置になります。発電機を設置する可能性のある区域から最寄りの施設は4.2キロメートル離れた福祉施設であることが記載されているほか、住宅等については発電機を設置する可能性のある区域から500メートル以上の離隔距離を確保した

旨が図の下のほうに記載されております。

地域の概要については以上となります。

続きまして、計画段階配慮事項の選定についてご説明いたします。

221 ページをご覧ください。

こちらは、選定の表となっております。影響要因の区分の中で、工事の実施による環境影響については、本配慮書においては、工事中の影響を検討するための工事計画等まで決まるような熟度でないものの、方法書以降の手續において実行可能な環境保全措置を検討することにより、環境影響の回避または低減が可能であるとの考えから選定されております。これらについては方法書以降の手續において選定する旨も併せて記載されております。

また、土地又は工作物の存在及び供用による環境影響については、陸上風力発電事業に係る一般的な項目のうち、地形、地質及び人と自然との触れ合いの活動の場については事業実施想定区域内に存在しないことから選定されております。選定された項目としては、騒音、超低周波音、風車の影、動物、植物、生態系、景観となります。それぞれの選定理由は、次のページに記載されているとおりとなります。

また、騒音及び超低周波音と風車の影につきましては 231 ページをご覧ください。

先ほどの区域概況でもご説明いたしましたが、発電機を設置する可能性のある区域から 2 キロメートルの範囲には、学校、医療機関、福祉施設は存在しないとする一方で、住宅等については、発電機を設置する可能性のある区域から 1 キロメートルの範囲内に 122 戸、1 キロメートルから 2 キロメートルの範囲内に 227 戸、合計で 349 戸存在しているということが記載されております。

次に、動物に関する専門家等へのヒアリングの実施状況は 250 ページ及び 251 ページに記載されており、コウモリ類及び鳥類についてのヒアリングが実施されております。また、植物に関する専門家等へのヒアリングの実施状況は 277 ページに記載されてございます。

最後に、景観についてです。

301 ページをご覧ください。

地図上に可視領域が示されております。次ページには各眺望点からの垂直視野角が整理されておまして、富里生活改善センターで約 20.5 度、金原基幹集落センターで約 17.3 度とかなり大きくなっております。

これらも踏まえ、1 枚めくっていただき、305 ページから 306 ページをご覧ください。

こちらは評価の結果を整理した表となっておりますが、直接的な改変が生じないことから影響がないと評価されました。これは、306 ページにおいて、景観の主要な眺望点及び景観資源の直接改変以外の全要素で、今後の環境影響評価手續及び詳細設計において、右の表に示す事項に留意することにより重大な影響の回避または低減が可能であると評価するとされております。

以上が図書の概要説明となります。

次に、本事業の図書について事務局から行いました1次質問を資料1-1にまとめてございますので、その中から幾つかを紹介してまいります。

また、資料1-2につきましては、資料1-1の補足資料となりますが、今回の説明には用いませので、各自でご参照をいただきますよう、よろしく願いいたします。

まず、資料1-1の1ページの質問番号1-3をご覧ください。

自治体や住民との相互理解の促進方法について質問しました。これに対して、事業者からは、住民との相互理解のため、説明会を適宜実施し、事業計画を周知すること、住民の声を聞いて誠実に対応することが必要と考え、7月に近隣地区を対象とした1回目の住民説明会を実施しており、配慮書縦覧期間にも自主的に説明会を開催する予定であるほか、事業概要や先行猛禽類調査については近隣地区への全戸配付により周知しており、説明会以外においても情報提供を行っている、また、関係自治体には進捗の報告や計画に変更が生じた際などの密な連絡が必要と考え、これまでも説明会の共有や進捗の報告等を実施しており、引き続き密にコミュニケーションを取りながら検討を進めていくとのこと。

次に、同じページの質問番号2-3をご覧ください。

植生自然度9の地域が事業実施想定区域の南部や西部にまとまって分布していることから除外するのが望ましいのではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、ここに自然度9のエリアがまとまって存在していないとは判断しておらず、改変の可能性の有無を検討する際は、現段階では本事業で改変の可能性がない箇所及び改変の可能性が低い箇所を除外した、また、配慮書段階においては、文献、その他の資料、調査の結果から整理したものであることから、今後実施する現地調査において自然度の高い植生の位置や現況を把握した上で群落の希少性等について評価し、自然植生と判断された群落については改変を避けるよう計画するとのこと。

次に、めくっていただきまして、3ページの質問番号3-7をご覧ください。

センシティブティマップで事業実施想定区域内に重要な鳥類の分布情報はないのですが、隣接メッシュにチュウヒ、オジロワシ、クマタカ、オオワシの分布及び海ワシ類の集団飛来地情報により注意喚起レベルA1とされたメッシュが確認されており、これらの種が広い行動範囲を持つことを踏まえ、今後どのように対応していく予定かを質問しました。これに対して、事業者からは、隣接するメッシュで注意喚起レベルA1に指定されていることに加え、鳥類の専門家からもオジロワシ等については現状十分に調査がされていない可能性があるとのことをご意見をいただいている、これら希少猛禽類については、方法書においても専門家等へのヒアリングを行うとともに、ねぐらや餌場等の利用範囲やその間の移動ルート、繁殖への影響を的確に把握するための適切な調査が必要であると考えているとのこと。

次に、また同じページの一番下の質問番号3-11をご覧ください。

事業実施想定区域内にある若松トドマツ希少個体群保護林と保安林のそれぞれについて区域から除外しなかった理由を質問しました。これに対して、事業者からは、現時点で風

力発電機を配置する可能性のある範囲及び改変を想定する範囲を包含するよう広めに設定した、保護林については、関係機関と協議した結果、配慮書作成後に使用不可との回答を受領し、風車配置や取付け道路による改変を行わない方針で検討している、保安林については、今後具体的な風車及び拡幅道路の計画を検討するため、現時点では区域に含めている、やむを得ず保安林内での事業を進める場合は保安林の改変等について関係機関と十分な協議を行った上で検討するとのことです。

次に、5 ページの質問番号 4-1 をご覧ください。

周辺事業との累積的影響について、どの程度の進捗状況であれば検討の対象とするのか、また、稼働中または評価書手続が終了している事業との累積的影響の検討を実施しなかった理由について質問しました。これに対して、事業者からは、検討対象となるのは準備書以降の手続において風力発電機の配置及び機種が確定している事業であること、また、累積的影響を検討しなかった理由について、予測範囲に比べて事業との離隔距離があることや、現時点では情報収集の段階であり、影響の程度について比較することができないため、今後、他事業の情報収集に努める、景観について、準備書以降の手続において、他事業と本事業が同時に視認できる眺望点については、フォトモンタージュを作成し、予測、評価をすることで累積的な影響の把握に努めるとのことです。

本事業の1次質問及び事業者回答に関する説明は以上とさせていただきます。

今後の予定ですが、委員の皆様には事業者への2次質問の作成について依頼させていただきたいと考えております。後ほどメールにて依頼をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

私からは以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願いたします。

○露崎会長 それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見をお願いたします。鳥関係では結構いろいろあるようですし、それ以外でもありませんか。

1点だけですけれども、気になることとして、ここはものすごい案件が多いので、累積的影響は、準備書段階で考慮するみたいな言い方ではなく、確実にやる、どんな感じでやるのかくらいまでもうできていてもいいと思うので、そういうことを念押ししていただけるとうれしいなと思います。

○事務局（菅原主任） それでは、2次質問で追加で確認していきたいと思います。

○露崎会長 よろしくお願いたします。

そのほかに質問や確認事項等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ございませんでしたら、本議事についての審議は終了いたします。

続きまして、議事（2）に入らせていただきます。

本日が2回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）今金町住吉宮島風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。まず、事務局からの事業概要の説明及び主な2次

質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台等の説明をお願いいたします。

○事務局（下田主事） 事務局の下田です。よろしくお願いいたします。

まず、図書を用いて事業概要について簡単にご説明をさせていただきます。

薄緑色の図書を用意していただければと思います。

まず、6ページをご覧ください。

こちらが事業実施想定区域の図になるのですが、区域は今金町で、風力発電機の設置を検討する範囲は斜線で示されている部分になります。

戻りまして、4ページに記載のとおり、発電所の最大出力につきましては11万3,400キロワット、単機出力4,200キロワットから6,100キロワット程度の風力発電機を最大27基程度設置する計画であるとのことです。

次に、飛びまして、92ページ、93ページをご覧くださいますと、重要な自然環境のまよりの場の状況があるのですが、保安林や自然度の高い植生が区域内に存在していることが分かるかと思えます。

また、170ページから173ページでは土砂災害警戒区域等が区域内に存在していることが分かります。

事業概要につきましては、簡単ですが、以上とさせていただきます。

続きまして、関係資料の説明に移らせていただきます。

資料2-1から資料2-4までございます。

まず、資料2-1を用いて、本事業に関わる2次質問とその事業者回答について、主な質問とその回答をご説明いたします。

なお、資料2-2につきましては、資料2-1の補足になるのですが、説明には用いませんので、各自でご参照をいただければと思います。

まず、資料1の3ページの質問番号3-3をご覧ください。

こちらは図書の81ページの図3.1-26についての質問になるのですが、この図については調査時期から20年程度が経過しており、さらに発達した森林となっている可能性が高いため、詳細な調査が必要ではないかという指摘をしております。これに対して、事業者からは、現在は異なる植生となっている可能性が高いため、航空写真や現地調査により現在の植生を把握する必要があると考えているとのことです。

続きまして、同じページの質問番号3-4をご覧ください。

1次質問では、事業実施想定区域内の水源涵養保安林は避けて事業検討を行うことが最良と考えるが、保安林内での計画が必要な場合は、必要最低限の改変にとどめ、関係機関との協議を行うなど、適切な対応をするという回答をいただいておりますので、2次質問では、保安林内での計画が必要な場合とは具体的にどのような場合かについて質問をいたしました。これに対して、事業者からは、例えば、保安林外に地滑りの形跡があり、保安林の改変を無理に避け、地滑りの形跡に改変の計画をして、防災上のリスクを負うよりも、地滑りの形跡を避け、保安林の改変を計画することがふさわしい場合や、保安林を回

避することにより、かえって環境影響が多大となってしまう場合などが想定されるのとことです。

続きまして、5ページの質問番号3-8をご覧ください。

1次質問で既存道路拡幅検討区域に当たる事業実施想定区域との離隔距離が何キロメートルであるかを質問しましたところ、事業者からは、区域の中に建物が存在するため、離隔距離がないこと、また、事業計画が具体化した段階で詳細を検討するが、近隣住民との調整や改変区域の最小化、工事における低騒音型・低振動型重機の採用などに配慮する旨の回答がございましたので、2次質問では、影響の低減ではなく、まずは回避を検討する必要があるのではないかと質問しました。これに対して、事業者からは回避についても検討するとのことでした。

最後に、6ページの質問番号3-10をご覧ください。

2次質問の①では、事業実施想定区域は、地質や断層が横切っていることから地滑りが発生しやすい環境にあること、また、地滑りは同じ場所で繰り返し発生することが多いため、確実に回避すべきであると指摘をいたしました。これに対して、事業者からは、基本的に、地滑りの危険性のある範囲は回避することを考えているとのことでした。

以上で資料2-1の説明を終了いたします。

続きまして、資料2-3にあります関係町長意見についてです。

関係町長である今金町長からは、住居への騒音等の影響を最大限に回避、低減すること及びヒグマやシカの行動域等の変化による作物被害への懸念に関する意見がありました。

続きまして、資料2-4の答申文（案）たたき台の説明に入らせていただきます。

たたき台につきましては、最近の他の風力発電事業の配慮書への答申をベースとしまして、審議経過や市町村長意見などを勘案して作成しております。

それでは、順に説明してまいります。

まず、前書きにつきましては、従来と同様、1段落目に事業の特性、2段落目に地域の特性をまとめており、3段落目ではそれらを踏まえて的確に対応することを求めています。

次に、総括的事項についてご説明いたします。

(1)は、従来と同様で、全体的な留意事項としまして、最新の知見の収集や複数の専門家の助言を得るなどしながら調査、予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させることを記載しております。

(2)は、本事業には土砂災害警戒区域等が含まれておりますことから、土砂流出の防止にも配慮し、方法書ではそれらの検討過程を分かりやすく記載することを求める意見を付しております。

(3)は、住民等への積極的な情報提供に関する意見です。従来どおり、積極的な情報提供や丁寧な説明を求めています。

(4)は、インターネットを使った利便性の向上に関する意見になります。図書の公表

について、利便性向上に努めるよう求めています。

次に、2の個別的事項についてです。

(1)の騒音及び風車の影については、既存道路拡幅域を含めた事業実施想定区域及びその周辺に住宅等があることから影響を回避または十分に低減することを求めています。

(2)の動物については、意見の形式としては従来と同様でございます。

アでは、文献やヒアリングにおけるオオタカやクマタカ等の希少な鳥類の生息、ノスリや夜間の鳥類の渡り、希少なコウモリ類の生息に関する情報が得られていることに触れまして、それらへの影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、影響の回避、低減に努めるよう求めています。

イでは、動物相について専門家等から助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について影響を回避、低減するよう求めています。

(3)の植物と生態系についても、意見の形式としては従来と同様になっております。

アでは、区域内に植生自然度の高いヤナギ高木群落や保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在していることから、土地改変箇所の検討に当たっては、それらの範囲を避けることなどにより、影響の回避または低減を求めています。

続いて、イの植物相とウの生態系については、それぞれ専門家等からの助言を得ながら的確に把握もしくは重要種の選定をし、生息地、生育地の改変を避けることにより、影響を回避、低減することを求めています。

最後に、(4)の景観については、現時点で選定されている眺望点からは、ある程度距離が離れているため、個別の眺望点からの影響については言及せず、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所等からほかに追加すべき眺望点がないかを改めて検討することを求めています。

資料の説明については以上となります。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いたします。

○露崎会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見、確認事項等がございましたらお願いします。直接マイクで話しても大丈夫ですし、挙手のサインを押しても大丈夫です。

○澁谷委員 先ほど説明があった質問番号3-4の2次質問のところは、水源涵養保安林よりもっとリスクの高い地滑り地なんかに計画するよりはいいですよねというような事業者回答になっていまして、保安林内での計画が必要な場合に関して具体的な説明がなされていないと理解していいのかなと思います。しかし、これはあまり良い回答ではないなと思いますので、もう一度、お聞きしていただければと思います。

○事務局(川村係長) 今回は、配慮書に関する2次質問ということで、答申文(案)たたき台もお示ししているのですが、事業者に対して知事意見を提出する期限を考えると、追加の質問ができない状況となっております。

ただ、今いただいたご意見については方法書の審査の際に引き続き質問をするという対応は可能と考えているのですが、それでご理解をいただけますでしょうか。

○澁谷委員 それで結構ですが、きっちりと質問に答えてくださいという形で出していただきます。これはほとんど答えになっていないと思いますので、よろしく願いいたします。

○露崎会長 それでは、次の図書以降について、この部分は忘れずに確認のほどをお願いいたします。私もこの回答はナンセンスだと思っていますので、よろしく願いします。

そのほかにご質問やご意見、確認等はございませんか。多分野にわたる問題もまだあると思うので、それぞれの分野で意見等がありましたらよろしく願いします。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、ほかにご意見やご質問がないようですので、ただいまご審議をいただきました（仮称）今金町住吉宮島風力発電事業計画段階環境配慮書の答申文（案）に関しましては、特に修正なく、たたき台のままといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、そのようにいたしたいと思います。

そのほか、最終的な文言修正等は私にご一任をいただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

それでは、これより議事（3）に入ります。

本日が2回目の審議となります（仮称）留萌北部（沿岸）広域風力発電事業環境影響評価方法書についてです。事務局からの意見の概要と事業者の見解、主な2次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（川村係長） 事務局の川村です。よろしく願いいたします。

まず、図書を用いて事業概要を簡単にご説明いたします。

（仮称）留萌北部（沿岸）広域風力発電事業のクリーム色の図書をご用意ください。

まず、図書の6ページをご覧ください。

対象事業実施区域は赤色の線で囲まれた範囲であり、薄い赤色で塗られた箇所は道路改良等が予定された範囲とされています。赤色の線で囲まれた対象事業実施区域は本図では三つに区分されていますが、第6章に記載されている調査、予測及び評価の手法はこの三つの区分ごとに作成されています。

また、対象事業実施区域が位置する市町村は天塩町、遠別町及び初山別村であり、関係市町村もこの3町村のみとされています。

次に、122ページをご覧ください。

重要な自然環境のまとまりの場の位置が示されていますが、本図の中央付近に位置する

富士見公園は鳥獣保護区であり、対象事業実施区域と一部重複をしております。また、北側の事業実施区域内には特定植物群落である天塩町干拓～更岸海岸林が存在しています。

なお、黄色の縦線で保安林が示されていますが、図に示されていない保安林があることが確認されていますので、後ほど資料を用いてご説明させていただきます。

次に、127 ページをご覧ください。

こちらには、景観資源の分布状況が示されております。

1 ページめくっていただいて、128 ページには図が示されておりますが、図の中央付近に位置する金浦原生花園のほか、区域の北側に浜更岸―天塩川東岸や区域の南側にある豊岬段丘が区域内に位置しております。

最後に、575 ページ、576 ページをご覧ください。

こちらには、配慮書及び方法書における事業計画の比較について記載がされております。575 ページの表では、総出力、単機出力、基数が増加した一方、区域面積が縮小されたこと等が示されております。

また、576 ページには区域の見直し内容が図示されておまして、縮小された箇所は緑色、追加された箇所は赤紫色で示されております。

簡単ではありますが、事業概要の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料の説明をさせていただきます。

まず、資料 3-1 の方法書についての意見の概要と事業者の見解についてご説明します。

表紙をめくっていただきまして、1 ページには公告、縦覧の状況が記載されています。

公告については日刊新聞で行い、あわせて、市町村等のウェブサイトにお知らせを掲載したとのことです。また、地方公共団体庁舎の7か所及びインターネットの利用により縦覧を実施したとのことです。

2 ページの中ほどに縦覧者数が記載されていますが、合計2名とのことです。

方法書についての意見の把握としましては、(3)に意見書の提出状況が記載されていますが、4通の提出があり、意見総数は17件とのことです。

3 ページからは方法書について提出された意見と事業者の見解が記載されています。

意見の概要ですが、3 ページの意見書その1はバードストライクや営巣地の破壊等がないよう調査の徹底と場所の熟考についての意見です。

4 ページ及び5 ページの意見書その2ですが、(1)は計画地選定の観点からさらなる計画地の絞り込みを実施すべきことについて、(2)は調査方法の観点から鳥類の調査時期や調査手法について、6点記載されています。

6 ページから8 ページの意見書その3は10件の意見が記載されていますが、図書の縦覧や風力発電機の設置対象範囲、また、調査内容について、複数の項目に対し、調査地点や調査時期等についての意見などが記載されています。

9 ページ及び10 ページの意見書その4は、配慮書からの大幅な事業拡大、調査地点の追加、専門家等へのヒアリングの精査及び図書の常時公開についての意見が記載されていま

す。

最後に、公告等に関する資料が添付されていますが、説明については割愛させていただきます。

続いて、資料 3-2 に沿って、2 次質問とその事業者回答について、前回の審議における質問を中心に抜粋して説明させていただきます。

なお、資料 3-3 は事業者から提出された回答の補足資料となりますので、適宜、ご参照をお願いいたします。

それでは、資料 3-2 の 5 ページの質問番号 2-7 をご覧ください。

5 ページの一番最後の質問となりますが、風車の配置検討に当たり、風車の密度についてどのように検討することを想定されているのかについて質問しました。これに対して、事業者からは、準備書においては、各項目について指標となる数値を算出した上で、予測、評価の結果に応じて風車配置を検討したいと考えている、例えば、動物や植物では改変による生息地の消失率等を算出するとのことです。また、風車間の距離及び単位面積当たりの風車設置基数の想定について質問しましたが、風車間の距離の考え方は示されたものの、単位面積当たりの設置基数は現時点で決まったものはないとのことです。

次に、9 ページの質問番号 3-7 をご覧ください。

一番上の質問となりますが、事業実施想定区域内に富士見公園鳥獣保護区が存在することに関し、①では除外を優先的に検討するのかを質問しました。これに対して、事業者からは、除外を優先的に考えるものと認識しているとのことです。また、②では、1 次回答において専門家のご意見もいただきとされていたことから、複数の専門家にヒアリングするのか、また、専門家から土地の改変を行うべきではないとの意見があった場合の対応について質問しました。これに対して、事業者からは、有識者を何名にするかは定めていないが、適切にアドバイスをいただけるようヒアリングをしていく、また、専門家から土地の改変を行うべきではないとの意見があった場合は回避を検討いたしますが、工事の実施上で回避が難しい場合には、土地の改変もしくは影響の最小化となるよう専門家と協議したいとのことです。

次に、10 ページの質問番号 3-11 をご覧ください。

事業実施想定区域内に重要な植物群落である天塩町干拓～更岸海岸林が存在することに関し、2 次質問の①として、現地調査において天然性の海岸林であることが確認された場合は、事業実施想定区域から除外するのか、また、除外しない場合にはどのような環境保全措置を検討しているのかを質問しました。これに対して、事業者からは、予測、評価の結果を踏まえて、専門家の意見も聞きながら事業計画を検討いたしますとのことです。

次に、15 ページの質問番号 3-30 をご覧ください。

風力発電機設置検討範囲に保安林が存在することに関し、①では、個別の保護対象がある防風保安林を除外しなかった理由や想定される環境保全措置等について質問しました。これに対して、事業者からは、保安林内作業許可または保安林解除の手続も可能なことか

ら除外対象としていなかった、動植物の重要種の生息、生育に大きな影響を与えない場合や地域の生態系に大きな影響が生じない場合には風力発電機を設置できる可能性があるかと判断する、また、環境保全措置については設計を踏まえながら検討することから、現段階においてはお示しできませんとのことでした。

なお、⑤において保安林区域に誤りが見られることから正しい図を示すよう求めたところ、所管官庁に確認した結果が別添資料として提出されていますので、資料 3-3 により説明させていただきます。

資料 3-3 の 9 ページをご覧ください。

こちらには図書の 211 ページと同じ範囲が示されておりますが、風力発電機設置範囲と重複する保安林として、西側に水源涵養保安林、土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林が追加となっております。また、海岸沿いの北側は、図書では防風保安林のみが示されておりましたが、この防風保安林の少し南側に潮害防備保安林が追加となっております。

次のページに行きまして、こちらの図では、遠別町の海岸沿いの富士見から金浦の辺りに防風保安林が追加となっております。また、西側の方法書において追加となった区域に位置する水源涵養保安林の周囲に土砂流出防備保安林が追加となったほか、本図に示されている事業実施想定区域の北側及び南側にも土砂流出防備保安林が追加となっております。

続いて、資料 3-2 に戻っていただきまして、30 ページの質問番号 6-37 をご覧ください。

生態系の調査等の手法に関し、②では、上位性・典型性種の選定の仕方を具体的に示すとともに、選定の可能性のある種それぞれについて調査内容を示すよう質問しました。これに対して、事業者からは、選定の仕方については、複数の図書を列記し、これらに記載の方法を参考とし、現地調査結果を分析し、選定するとのことでした。

また、③では、想定種が変わった場合に調査手法の妥当性が審議されないまま進むことについて、事業者の見解を質問しました。これに対して、事業者からは、注目種の変更に応じた調査方法については、適宜、専門家に意見を伺った上で適切で十分な調査を行い、次の手続の準備書段階で調査結果や影響予測評価結果を提示できるよう進めますとのことでした。

次に、33 ページの質問番号追加 6-61 をご覧ください。

景観に関する質問となりますが、2 次質問の④において、金浦原生花園が風力発電機設置検討範囲内にあることから、直接的改変を受ける景観資源である旨を記載する必要があるか、事業者の見解を質問しました。これに対して、事業者からは、当初は直接改変の可能性があると想定していましたが、その後の設計検討により改変区域からは除外することになったとのことでした。

最後に、34 ページの質問番号 6-43 をご覧ください。

本図書では幌延町は関係市町村とはされていませんが、1 次質問の際に示された工事資材運搬車両の走行経路から幌延町内にある人と自然との触れ合いの活動の場とアクセラートが重複することが懸念されたため、調査地点として選定する必要があるか、事業者の

見解を質問しました。これに対して、事業者からは、工事資材運搬車両の走行経路や数量が未定のため、現時点では追加の調査は考えていません、計画の熟度が上がり、具体的な走行経路や数量がある程度確定した段階で追加調査地点の精査を行い、現状より走行車両が大幅に増加することが想定されるような場合には、必要に応じて地点の追加等を検討しますとのことです。

なお、交通騒音及び振動に関しては 23 ページの質問番号 6-19、また、景観に関しては 32 ページの追加 6-60 において事業者の見解を質問しております。

簡単ではありますが、本事業の説明については以上とさせていただきます。

今後の予定ですが、議事（1）でご審議をいただいた事業と同様に、委員の皆様には事業者への 3 次質問の作成を依頼させていただきたいと考えております。メールにて依頼させていただきますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願いいたします。

○露崎会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見等をお願いいたします。Zoom のリアクションで手を挙げて直接マイクをオンにしても結構ですので、よろしくお願いいたします。

○先崎委員 質問番号 3-9 の③の文献の追加調査についてです。

1 次質問のどうやって追加で文献を収集したのかという点に関して具体的な回答が得られていないので、どうやってやったのかが分からない状態なのですよね。システムティックレビューという話も出しているのですが、ちょっと的を射ない回答ですので、もう少し聞いていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○事務局（川村係長） 3 次質問でその点について確認をしていきたいと考えております。

○先崎委員 まだあるのですけれども、質問番号 6-9 の⑦では、小鳥を含め、渡り時に夜間調査を十分に実施すべきとの専門家等の意見に対し、394 ページには日の入り後までと記載していて、夜間も含めて調査を実施するが、調査方法についてはよく分からないので、専門家に聞くという事業者回答があります。

回答自体は別にこれでもいいと思うのですけれども、鳴き声の聞き取り及び録音に加えて、暗視機器やサーマル機器を用いて直接観察したらどうかということを提言していただきたいと考えています。いかがでしょうか。

○事務局（川村係長） 3 次質問で確認したいと考えますが、文言につきましては後ほどメールで調整させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○先崎委員 もう一点、質問番号 6-36 のウグイスが一夫多妻であることの話についてです。回答を読むと、密度を把握できますとありますが、これだと雄の密度しか把握できないのですよね。ですから、プレーバックをするなり別の方法をするなりして、雌の密度をちゃんと把握して、この種の密度を把握できるように質問していただけないでしょうか。種が変われば、行動圏の大きさによりルートの変更した上で、この回答の手法で良

い可能性もあるのですけれども、この手法だと不十分なので、再度、質問をお願いいたします。

○事務局（川村係長） 3次質問で対応させていただきます。

○露崎会長 ほかにございませんか。

○押田委員 前回、風車の密度について、面積当たり何本というなお話がありましたよね。今回もご説明にあったのですけれども、これに対しては明瞭な回答がないということでしょうか。

○事務局（川村係長） この資料に記載されている以上の回答は得られなかったという状況です。

○押田委員 分かりました。ここは風車の数がすごく多いですよ。これだけの数のものをつくることになるので、実験という表現はよろしくないのですけれども、意図的にどのような配置にしてどうするとどう影響が出るかというのは今後のモデルにもなるのかなという気が前回からしていたのですよね。僕は、そのあたりを少し考えるような姿勢を示していただけるといいのかなという気がしているので、しつこいようではありますが、次回、お尋ねしていただきたいと思います。例えば、同じエリアの中にたくさん建てることによって累積的影響が出てしまったら大変なので、それを少しでも避ける工夫をどう考えるかということ一度お尋ねいただけるといいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（川村係長） 3次質問で対応していきたいと考えます。文言につきましては後ほどメールでご相談をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○事務局（石井課長補佐） そのことについて補足をさせていただきます。

5ページの質問番号2-7のご確認だったと思います。この事業は、四つの発電所で一つの事業としているのですけれども、国からは、方法書の作成に当たっては、風力発電設備の出力及び配置などは、極力具体的に示すことという通知が出ています。

本事業では、発電所ごとの設置基数が決まっていなくても、配置も環境調査を行ってから決めるということにして、手順としては逆なのですよね。ただ、今、押田委員がおっしゃいましたように、実験的にといいますか、今後のモデルとして、逆に調査をして累積的影響を考えながら配置を決めていくというやり方もあるのかなと思いますので、そんなことも念頭に入れながら3次質問をつくっていきたいと思っております。

○露崎会長 それでは、3次質問も含めまして、よろしくお願ひします。

そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

○澁谷委員 また保安林についてです。

例えば、15ページの質問番号3-30の①で保安林について質問されていて、回答を見ると、どうも希少種なんかはすごく気にしていらっしゃるみたいなのですけれども、保安林について考える場合には、ここにも書いてありますように、例えば、防風保安林は具体的な保護対象がある保安林として設定されていますので、アセスの場合も、希少種は当然なのですが、保護対象にどのような影響が出るかという評価をしてもらわないといけないか

などと思います。

風車を設置することによって水源涵養保安林にどのような影響が出るのかということをも具体的に評価してもらえれば一番いいのですが、なかなかそれは難しいケースが多いのかなと思います。ただ、ここに書いてあるように、保安林は、事業の公益性がある場合には解除できるという法律になっているはずなのです。発電事業は、一応、公益性があるから解除できる、あるいは、解除しないと民業圧迫だというふうに言われるのかもしれないですけども、あくまで解除できる対象であって、積極的に解除すべき対象ではないと思います。ですから、保安林の機能に対してできるだけ評価をしていただけるようなアセスを検討していただきたいと思います。そういう旨で質問をできればと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（川村係長） 3次質問で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等をよろしくお願いいたします。

私から1点だけです。資料3-1には、インターネットは、縦覧期間中、常時、アクセス可能としたと書いてあるのですが、アクセス数を聞くことはできますか。

○事務局（川村係長） そこは3次質問で確認したいと思います。

○露崎会長 3次質問で最後ですよ。

○事務局（川村係長） はい。

○露崎会長 アクセス数はいくつか聞いて、これだけだと返事が返ってくるとそれで終わってしまうので、聞き方は考えたいと思うのですが、要するに、本音は、役場とかに置いてあるものの縦覧回数の2件なんかに比べたら、アクセス数をはるかに多いと思うので、やっぱりインターネットの公開は大事でしょうということを念押ししたいなと思っているのです。それを含めてアクセス数を聞くことは可能だということですね。

○事務局（川村係長） はい。

○露崎会長 分かりました。では、それを後で考えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。

○白木委員 ぴったりのQ&Aはないかもしれませんが、一番近そうなのは30ページの質問番号6-37の生態系の上位種のところですね。これから変わるかもしれないけれども、今のところ、上位性の注目種をオジロワシと設定しているということです。そして、事業者の回答を見ると、繁殖しているオジロワシを上位種としているということで、464ページにある調査方法の中身を見ると、留鳥のオジロワシは、基本的には、冬も通して大体はそのエリアに生息しているので、冬の餌資源や環境の状態も繁殖つがいの生息状況に影響をもたらすのですけれども、オジロワシの生息状況は2営巣期の調査となっています。つまり、繁殖期に調査を行うということです。

それ以外にも、例えば、オジロワシのメインの餌の魚と水鳥については冬を除いた3シ

ーズンに調査を行うとあります。そして、エゾシカが餌資源に入っていて、これは、フィールドサイン法によって、春、夏、秋、冬に実施するとあります。エゾシカについては冬もやるということですが、オジロワシに関するデータは繁殖期だけで、どうやってそれを評価するのだろうと疑問に思いました。

また、冬場は、繁殖しているものだけではなくて、このエリアには渡りのオジロワシとオオワシが渡来して滞在しますので、その個体たちも同じような餌資源を利用するわけですよ。そうした状況の中でこれをどのように評価していくのかということをもう少し的確にといいますか、詳しく伺いたいと思いました。

○事務局（川村係長） 今いただいたご質問については3次質問で対応していきたいと考えておりますが、文言等は、後日、メールでご相談をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、ほかにご意見やご質問等がないようですので、本議事についての審議を終了いたします。3次質問をよろしくお願いいたします。

これをもちまして本日の議事は全て終了です。

事務局から連絡事項があるとのことですので、よろしくお願いいたします。

○事務局（石井課長補佐） 本日は、3件の諮問案件を含む議事についてご審議をいただき、ありがとうございました。

今回の令和5年度第5回北海道環境影響評価審議会は、日程調整をさせていただいておりましたが、10月2日月曜日の午後の開催を予定しております。開催方法につきましては、今回と同様、オンラインを併用した札幌市内の会議室での開催を考えております。詳細が決まりましたらご連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

もう一つ、私から洋上風力の関係で情報提供があります。

先日、再エネ海域利用法の促進区域の入札基準をめぐって政治家の贈収賄疑惑という報道がありました。道内で促進区域に指定された区域はまだないのですが、その手前の有望な区域としては、審議会でも、今問題になっている石狩湾の区域の事業者も含めた10の計画と、檜山沖等で計画が出てきております。まだ全て配慮書段階の事業ですけれども、今後の予定等に何か影響があるのかを担当の経済部に聞いてみたところ、国からこの事件を受けた対応について何も連絡が来ていないので、今のところ、特に影響はないといいますが、変更はないということを知らせていただいていることをご報告させていただきます。

3. 閉 会

○露崎会長 それでは、本日の審議会を終了いたします。

長い時間、お疲れさまでした。

以 上